

地域主体の農地利活用支援事業

地域の農地の利活用について考えてみませんか？

皆さんの地域内にある農地は、食料生産の場としてだけでなく、美しい農村景観や都市住民の憩いの場になるなど、地域の貴重な資源でもあります。

しかしながら、広島市内の農業経営主は、65歳以上が8割を占め、そのうち8割以上が「あとつぎがない」という状況にあり、農地の荒廃が急速に進むことが懸念されます。

農地は一旦荒れてしまうと、再び耕作できる状態に戻すためには大変な労力がかかります。また、農作物への病虫害の発生や、有害鳥獣の住処、不法投棄の場となるなど、地域の生活環境の悪化にもつながります。

農地を守り、住みやすい地域づくりを進めるにはどうすればよいか、皆さんで考えてみませんか？



地域主体の農地利活用支援事業の内容について

1 農地利活用事業プラン作成支援

地域が主体となって作成する「地域の農地をだれが・どこを・どのように」保全・活用するのかをまとめた農地利活用事業プランの作成を支援します（必要に応じて専門家を派遣）。

2 農地利活用事業プランの認定

令和5年6月末までに作成・申請されたプランを7月上旬の審査会で内容を審査し認定します。

3 農地利活用事業プラン取組支援

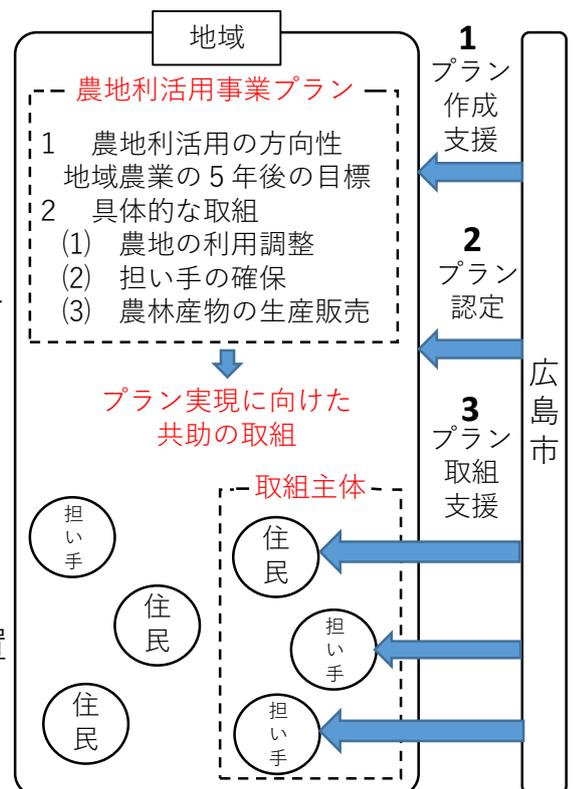
- 農業経営アドバイザーの派遣
- 農地利活用事業プランの実施・達成に資する機械・施設等の整備への補助金交付

ア 補助対象者

農地利活用事業プランで取組主体として位置づけられた担い手等

イ 補助金額

上限500万円/5年間（事業費の1/2）



問い合わせ先

広島市役所農政課 (082) - 504 - 2247	安佐南区農林課 (082) - 831 - 4950
安佐北区農林課 (082) - 819 - 3932	安芸区農林課 (082) - 821 - 4946
佐伯区農林課 (082) - 943 - 9767	